

自立活動の指導の手引き書

—知的障がい教育における指導の充実のために—

宮崎県教育研修センター 平成27年度研究員研修 主題研究における成果物

「自立活動の指導の手引き書—知的障がい教育における指導の充実のために—」

作成者 都城きりしま支援学校 教諭 黒木 桂太

問合せ先 [e-mail] kurogi-keita@miyazaki-c.ed.jp

目次

第1章 自立活動の基本的な考え方

1 自立活動の位置付け	1
2 自立活動の目標	1
3 自立活動の内容とその取扱い	2
4 障がいのとらえ方と自立活動の指導	3
5 知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の自立活動の考え方	4

第2章 実態把握から評価の仕方まで

1 児童生徒の指導目標や具体的な指導内容の設定の流れ	5
2 実態把握の方法	6
3 実態把握の整理のポイント（六区分への整理）	7
4 指導目標の設定	7
5 選定された項目	7
6 具体的な指導内容の設定	8
7 指導場面と指導内容の考え方	8
8 教材・教具の選定、活用	10
9 評価の仕方	10

第3章 学習指導案の様式例

1 自立活動の時間における指導の学習指導案	11
2 生活単元学習学習指導案	11

引用・参考文献	11
---------	----

資料

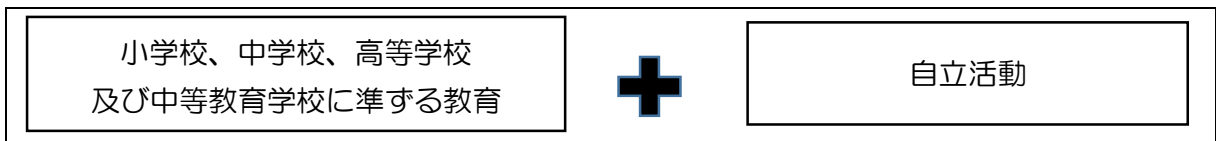
- 資料①「自立活動の指導目標、具体的な指導内容等の設定例」
- 資料②「自立活動内容例一覧表」
- 資料③「自立活動の時間における指導の学習指導案の様式」
- 資料④「生活単元学習学習指導案の様式」

【第1章 自立活動の基本的な考え方】

1 自立活動の位置付け

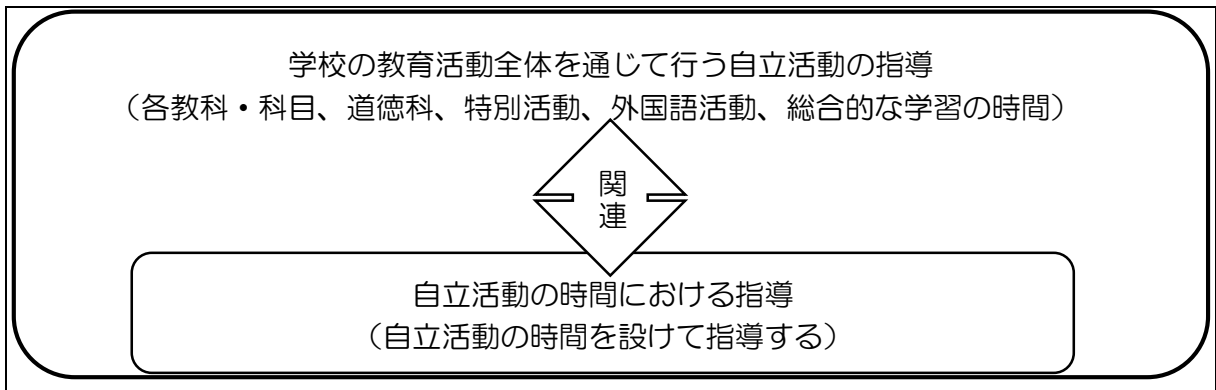
(1) 自立活動の意義

小・中学校等の教育は、児童生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められています。しかし、障がいのある児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることから、小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えず、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。このため、特別支援学校においては下の図のように小・中学校等と同様の各教科等の他に、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、人間として調和のとれた児童生徒の育成を目指しています。



(2) 教育課程上の位置付け

自立活動の指導は、下の図のように特設された自立活動の時間ももちろん、各教科等の指導を通じて適切に行わなければなりません。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導はその一部です。自立活動は、自立活動の時間における指導を中心として、各教科等の指導においても自立活動の指導と密接な関連を図って行う必要があります。



2 自立活動の目標

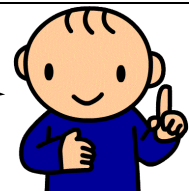
(1) 自立活動の目標

自立活動の目標は、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領において、次のように示されています。

個々の児童又は生徒^{*}(生徒)が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※ ^{*}(生徒)は、高等部学習指導要領の表記の仕方を示しています。

ここでいう「自立」とは、児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることです。



3 自立活動の内容とその取扱い

(1) 自立活動の内容

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として六つの区分の下に分類・整理したものです。以下の表は、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編において示されている自立活動の内容をまとめたものです。

区 分	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(2) 自立活動の内容の取扱い

小学校・中学校学習指導要領に示されている各教科等の内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容です。これに対して、自立活動の内容は、個々の児童生徒の障がいの状態や発達の状態等に応じて選定されるものであり、すべてを指導すべきものとして示されているものではありません。

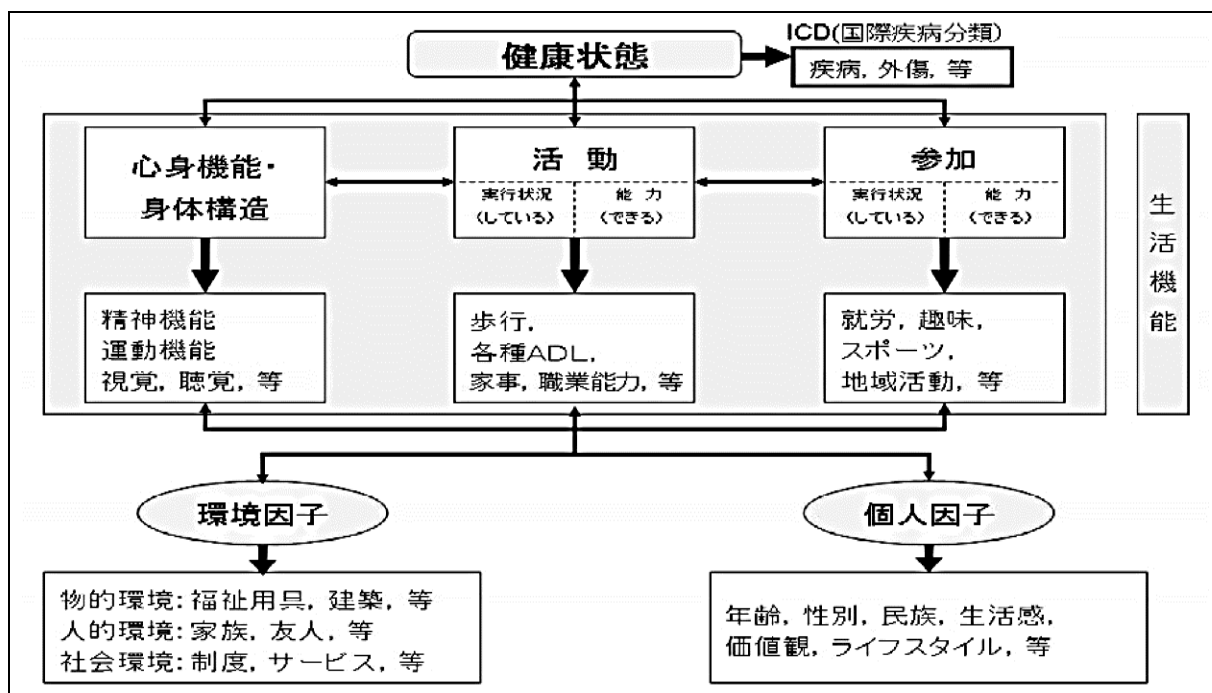
個別の指導計画の作成に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切です。

4 障がいのとらえ方と自立活動の指導

WHO（世界保健機関）は、平成13年に従来用いていた「国際障害分類（ICIDH）」の改訂版として「国際生活機能分類（ICF）」を採択しました。

ICFでは、「人間の生活機能は『心身機能・身体構造』、『活動』、『参加』の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を『障害』ととらえています。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うもの」と説明されています。

自立活動の指導においては、ICFの考え方を踏まえて、下の図のように生活機能や障がい、個人因子や環境因子等をよりの確に把握し、関連させて指導する必要があります。

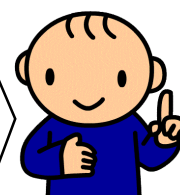


〔引用文献：特別支援学校学習指導要領解説自立活動編〕

従来のICIDH（国際障害分類）の障がいのとらえ方では、疾病等に基づく個人の様々な状態を「インペアメント（機能障がい）」、「ディスアビリティ（能力障がい）」、「ハンディキャップ（社会的不利）」と分類していました。そのため、ICIDHの考え方を踏まえ、自立活動の指導によって改善・克服することが期待されるのは、主としてディスアビリティ（能力障がい）であるとされてきました。しかし、ICFの考え方では、「意欲」といった個人因子や「補助的手段」といった環境因子に関する項目も示されています。

また、自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。これらの内容はICFで示されている「生活機能」と「障害」の双方を含むものと言えます。

自立活動の指導をする際には、生活機能の側面と障がいによる困難の側面とともに、それらと個人因子や環境因子等とのかかわりなども踏まえて、個々の児童生徒の実態を把握し、具体的な指導内容を設定することが大切です。



5 知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の自立活動の考え方

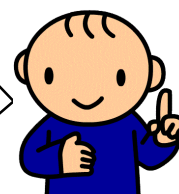
(1) 自立活動の意義

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編において、次のように示されています。

知的障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に在学する幼児児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害の状態による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態の例

- 言語～理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。
- 運動～全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
- 情緒～心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。
- 行動～極めて動きが多く、注意集中が困難である。



(2) 自立活動の内容と各教科の内容との関係

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編において、次のように示されています。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部、中学部及び高等部においては、知的発達の遅れや適応行動の困難に応じた各教科が設けられており、知的障害のある児童生徒はこれを履修することになっている。

自立活動と各教科双方の指導内容を踏まえた効果的な指導が求められます。

知的障がい教育では、そもそも各教科等の内容で知的障がいにかかわる内容を扱っているため、たとえ、随伴する障がいといっても、各教科等と自立活動の間に厳密な区別を行うことは困難です。各教科等を合わせた指導を展開していくことで結果的に習得していくことが考えられます。

自立活動を領域別の指導（自立活動の時間における指導）として展開するに当たっては、教科別の指導との混同を避ける必要があります。各教科等を合わせた指導を主軸にし、その補足として位置付け、意味づけること、展開に当たっては活動を生活化して指導することが望ましいです。

肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がいなど、知的障がいと独立して児童生徒が併せ有している障がいへの対応として自立活動を領域別の指導として行う場合があります。教師の幅広い専門性が求められ、関係機関と連携して専門家の指導の下に行うことが必要になることもあります。この場合、領域別の指導時間を設けて指導（自立活動の時間における指導）することが必要です。

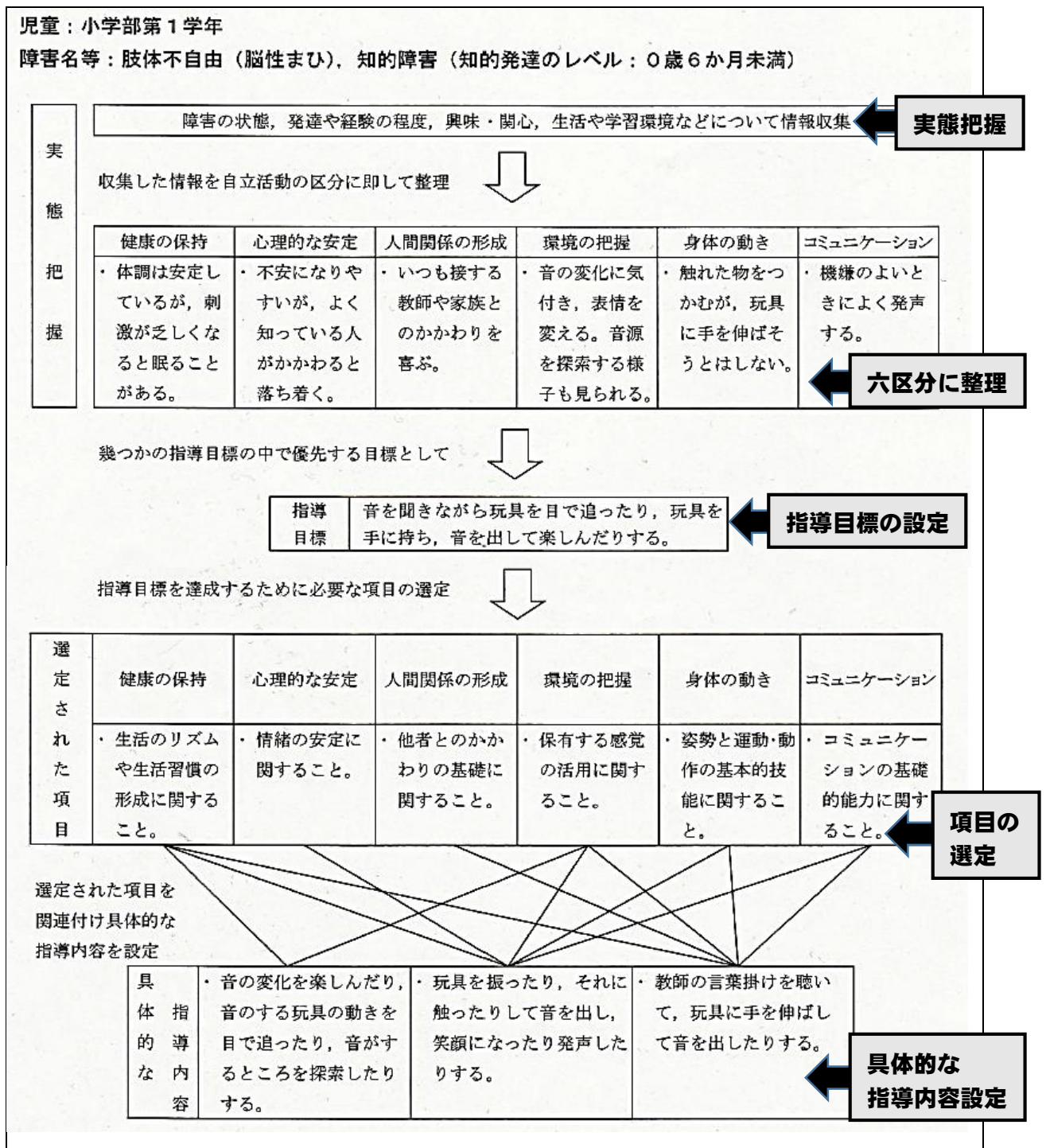


【第2章 実態把握から評価の仕方まで】

1 児童生徒の指導目標や具体的な指導内容の設定の流れ

設定の仕方については、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編において下の図のように示されています。個々の児童生徒の実態に応じて、指導目標や具体的な指導内容を適切に設定し、指導する必要があります。この設定の仕方を基本として、実態把握の方法から評価の仕方まで後述していきます。

資料①「自立活動の指導目標、具体的な指導内容等の設定例」と併せてご覧ください。



2 実態把握の方法

自立活動では、それぞれの障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標としていることから、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なります。そのため、個々の児童生徒について、障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められます。前述したICFの考え方で実態をとらえることも大切です。

(1) 実態把握の具体的な内容

○ 病気等の有無や状態	○ 知的発達や身体発育の状態
○ 生育歴	○ 興味・関心
○ 基本的な生活習慣	○ 障がいの理解に関すること
○ 人やものとのかかわり	○ 学習上の配慮事項や学力
○ 心理的な安定の状態	○ 特別な施設・設備や補助用具（機器を含む）の必要性
○ コミュニケーションの状態	○ 進路
○ 対人関係や社会性の発達	○ 家庭や地域の環境等様々なこと
○ 身体機能	○ 好きなこと、得意なこと
○ 視機能	○ よい面や指導内容に生かせそうな情報
○ 聴機能	

(2) 実態把握の方法

情報収集法	・引き継ぎ資料 ・前年度までの個別の指導計画、教育支援計画等 ・保護者からの聞き取り ・関係機関からの情報（OT、PT、ST等）
観察法	・日々の観察により、児童生徒の行動の特徴や発達の状態を明らかにする ・行動分析
検査法	・保護者の了解を得た上での発達検査等

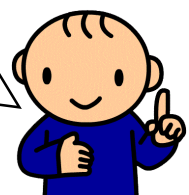
(3) 県内の特別支援学校で活用されている実態把握の方法（諸検査やチェックリスト名）

- 生活スキルチェックリスト（認知発達治療の実践マニュアルー自閉症のStage別発達課題（自閉症治療の到達点））
- 遠城寺式発達検査
- ASA 旭出式社会適応スキル検査または新版 S-M 社会生活能力検査
- WISC-Ⅲ
- 「ひまわり キャリア発達実態把握表」（日向ひまわり支援学校独自で作成）
- 習得度段階表（児湯るびなす支援学校独自で作成）
- 「乳児期前半・後半の認知面における実態チェックリスト」（清武せいりゅう支援学校独自で作成）

(4) 大まかな発達の段階をとらえることのできる実態把握の方法

- 認知発達治療の実践マニュアルー自閉症のStage別発達課題（自閉症治療の到達点）
- 認知・言語促進プログラム

発達の段階に応じた指導プログラムも記載されているので活用しやすいです。

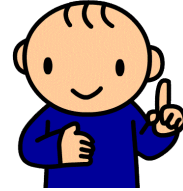


3 実態把握の整理のポイント（六区分への整理）

得られた情報を基に自立活動の内容の六区分に整理する際には、以下のような視点から整理する必要があります。

- 学習上又は生活上の困難の視点から整理
- 学習上又は生活上の困難な事柄の背景にある要因が、自立活動の内容のどこと関連しているか

実態を付箋紙に書き出し、担任だけではなく副担任等、複数職員で整理すると多面的に実態を把握でき、共通理解をしながら整理することができます。資料②「自立活動内容例一覧表」を活用すると、六区分への整理がしやすくなります。



4 指導目標の設定

実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げることが大切です。

(1) 長期目標の設定の際のポイント

- 一年間の指導で達成可能か
- 指導の優先順位が高いか
- 発達の段階を考慮して、今、指導することが適切な時期か
- 生活の質を向上させることにつながるか
- 学習上、生活上の困難を改善することができるか
- 児童生徒や保護者のニーズに合っているか

(2) 短期目標の設定の際のポイント

- 長期目標の達成に向けて段階的に取り組めるか
- 環境を整えることができるか
- 学期（前期、後期）で達成可能か
- 指導の優先順位が高いか
- 具体的な目標になっているか（具体的な場面や活動、時間や回数、支援の条件）
- 客観的に評価できる内容か

5 選定された項目

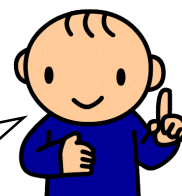
具体的な指導内容を考えるときに参考になる視点が自立活動の内容の六区分 26 項目です。児童生徒の生活や学習における困難を軽くするために必要なものを選びます。背景要因となっていることから、どの項目が関係しているか多面的に捉えて選定します。資料②「自立活動内容例一覧表」を活用することもできます。

6 具体的な指導内容の設定

具体的な指導内容の設定に当たっては、自立活動の内容の中から必要な項目を選定し、いくつかの選定された項目を相互に関連付けて、指導内容を設定していきます。具体的な指導内容を設定するには4つの配慮事項があり、その視点を踏まえた上で設定する必要があります。

- ① 主体的に取り組む指導内容
 - 児童生徒にとって解決可能で、取り組みやすい指導内容
 - ・ 易しすぎず、難しすぎない課題
 - 児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容
 - ・ 自ら進んで意欲的に取り組もうとする指導内容
 - ・ 興味を引くような教材・教具
 - ・ 指導の段階の細分化
 - 児童生徒が目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容
 - ・ 課題を細分化し、達成度を分かりやすくすることでの成就感の体験
 - ・ 賞賛や激励
- ② 改善・克服の意欲を喚起する指導内容
 - 座学や抽象的な知識・理解の学習だけでなく、実際的な経験等の学習活動を通して指導できる指導内容
- ③ 遅れている側面を補う指導内容
 - 発達の進んでいる側面に着目した指導内容
- ④ 自ら環境を整える指導内容
 - 自ら環境を整えて活動しやすいようにする力を育む指導内容
 - 周囲の人に依頼をして環境を整えていく力を育む指導内容

自立活動の視点で指導したことが実生活の中で使えるようになるという視点から指導内容を考えることも大切です。資料②「自立活動内容例一覧表」を活用すると、設定しやすくなります。



7 指導場面と指導内容の考え方

(1) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導の在り方

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うことが基本になります。しかし、具体的な指導内容をどの場面で、どのような方法で指導することが可能か、効果的かを考えておくことが大切です。それらを明確にしておくことで、自立活動の時間における指導だけでなく、各教科や各教科等を合わせた指導、日常生活の指導等においても自立活動の指導目標を意識した指導を行うことができます。また、複数職員で指導を行う場合には、共通理解を図ったり、一貫した指導を行ったりする上で連携が図りやすく、複数職員で評価をすることにもつながります。

(2) 自立活動の時間における指導の在り方

自立活動の時間における指導の1単位時間の授業内容の構成については、以下の点を参考に考えると授業展開がしやすくなります。

○ 授業展開の構想

授業は、次のような視点で展開を構想していきます。

【導入】～授業の見通しをもたせ、意識付けや児童生徒の興味・関心を引き付ける学習内容
ポイント～児童生徒が一人で容易に学習できる内容、興味・関心の高い学習内容を設定する。授業の最初に行う学習内容をある程度固定して指導することで、授業の見通しがもてたり、学習に取り組む意欲を高めたりすることにつながる。

【展開】～一人一人の目標に沿った学習内容、充実感や達成感を味わえる場面の設定

ポイント～児童生徒が少しの支援で分かること、できることの視点から学習内容を設定する。少し負荷をかけることで児童生徒の試行錯誤する力を促し、これまでの学習で身に付けた力を最大限に発揮して取り組もうとするはずである。少し難しい学習内容をやり遂げたときに、充実感や達成感を十分に味わい、自信を付け、次の段階の学習内容にも意欲的に取り組めるようになる。

学習内容が難しすぎると、学ぶ意欲が低下し、興味・関心を示さなくなることもある。そのときには、支援を増やして最後の部分のみ取りこませ達成感を味わわせたり、学習内容を易しいものに変更したりする必要がある。児童生徒の集中力が短い場合には、短時間で取り組める学習内容をいくつか用意することが大切である。また、好きな学習内容や取り組みやすい学習内容と少し難しい学習内容を交互に指導したり、指導の際に児童生徒を賞賛したり、激励したりすることで学習意欲を持続させることができる。

児童生徒のその日の体調や心理状態を考慮して、学習内容を臨機応変に変更することも必要である。

【まとめ】～授業を振り返り、成果を確認できる場面を設定

ポイント～児童生徒に学習したことや成果を視覚的に振り返らせると効果的である。例えば、学習状況をデジカメの動画で撮影したものを一緒に観たり、形として残るもの（書いた文字や作品等）を活用したりする方法がある。成果を他の教師に伝え、賞賛してもらうことも次時の授業への意欲付けになる。

○ 授業展開の構想のチェックポイント

授業展開の構想を考える際に、以下の内容をチェックしながら行うとより適切な授業内容や指導方法を考える目安になります。

1	児童生徒の指導目標と本時の授業の目標にずれはないか
2	本時の学習内容は児童生徒の実態や興味・関心に合っているか
3	見通しをもちやすく、分かりやすい学習内容や学習環境の工夫がなされているか
4	教師のかかわり方（支援の回数や程度）が明確であるか
5	興味を引き、安全で操作しやすい教材・教具であるか

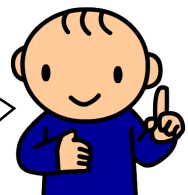
8 教材・教具の選定、活用

具体的な指導内容を効果的に指導するためには、教材・教具の選定が重要です。一人一人の障がいの状態、発達の状態、興味・関心、学習課題等、個々の児童生徒に対応するような教材の工夫が必要です。教材・教具を選定する際には、以下のような視点を踏まえることが大切です。教材・教具の活用については、児童生徒にとって易しい段階のものから徐々に難易度を上げていくことが効果的です。また、ある一定期間（1週間、1ヶ月間等）教材・教具を使用してみて効果が得られないときには、教材・教具の見直しが必要になります。

- 児童生徒の興味・関心を高め、成就感を味わいやすいもの
- 児童生徒の発達の段階に合ったもの
- 児童生徒の生活に身近なもの
- 活動のバリエーションが広がるもの 等

発達の段階に応じた教材については、以下の書籍が参考になります。

- 「認知発達治療の実践マニュアルー自閉症の Stage 別発達課題」
（日本文化科学社）
- 「発達支援と教材教具ー子どもに学ぶ学習の系統性ー」
（ジアース教育新社）
- 「自閉症課題百選」（ジアース教育新社）
- 「見える形でわかりやすくーTEACCHにおける視覚的構造化と自立課題ー」（筒井書房）



9 評価の仕方

自立活動の指導が適切な評価によって改善される必要があることから、児童生徒の学習状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすことが大切です。学習の評価は、実際の指導が個々の児童生徒の指導目標に照らしてどのように行われ、どのように変容しているかを明らかにしたり、児童生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にするものでもあります。評価のポイントは4つあります。

- ① 児童生徒の学習状況や指導の結果に基づいて評価し、計画の修正を図る。
- ② 評価を通して指導方法の改善を行う。
- ③ 児童生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れる。
- ④ 児童生徒の学習状況や指導の結果の評価について保護者に説明し、成長を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求める。

評価を行う方法として以下のような方法が考えられます。

- ① 学習課題に対する反応の記録（活動への意欲、教材・教具への興味、所要時間の長さ等）
- ② 日常生活の変化の記述記録（日常生活で生かされているか）
- ③ 基準や観察期間を設定しての行動記録（数値データ等）
- ④ ビデオや写真による記録
- ⑤ 発声、発語、会話等の録音の記録
- ⑥ 実際に書いた文字や絵、作品等の制作物の評価

【第3章 学習指導案の様式例】

1 自立活動の時間における指導の学習指導案

自立活動の時間における指導は、個別指導の形態で行われることが基本です。そのため、児童生徒1名に対して教師1名の指導の際に用いられる学習指導案の様式例を作成しました。この学習指導案の様式を活用することで、自立活動の時間における指導の1単位時間の指導内容の充実を図ることができると考えます。学習指導案の様式例は、活用しやすいように資料③「自立活動の時間における指導の学習指導案の様式」に示してあります。

2 生活単元学習学習指導案

個別に児童の自立活動の指導目標を明記した生活単元学習学習指導案の様式例を作成しました。この学習指導案の様式を活用することで、各教科等を合わせた指導である生活単元学習の中でも自立活動の指導の視点を明確にした授業を展開することができ、適宜、児童の評価を適切に行えることで、更なる自立活動の指導の充実が図られると考えられます。学習指導案の様式例は、活用しやすいように資料④「生活単元学習学習指導案の様式」に示してあります。

引用・参考文献

- | | |
|--|---|
| 「特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領」 | (平成21年3月 文部科学省) |
| 「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編」 | (平成21年6月 文部科学省) |
| 「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」 | (平成21年6月 文部科学省) |
| 「自立活動の指導の手引き」 | (平成25年 山口県教育委員会) |
| 「小・中学校 特別支援学級 自立活動の指導の手引～授業づくりのための手順モデルシートの活用」 | (平成23年度「調査研究」各班報告 特別支援教育チーム 福岡県教育センター) |
| 「自立活動ハンドブックー知的障害のある児童生徒の指導のためにー」 | (平成27年 岡山県総合教育センター) |
| 「特別支援学級担任のための『ハンドブック』」 | (平成27年 宮崎県教育研修センター) |
| 「平成23年度 特別支援教育推進資料 今日からできる自立活動」 | (平成23年 仙台市教育委員会) |
| 「子ども一人ひとりの成長を支える 特別支援学校新担当教員 サポートブック」 | (平成24年度 神奈川県立総合教育センター) |
| 「特別支援教育の学習指導案と授業研究ー子どもたちが学ぶ楽しさを味わえる授業づくりー」 | (平成25年 鹿児島大学教育学部 肥後祥治・雲井未歎・片岡美華 鹿児島大学教育学部附属特別支援学校 シアース教育新社) |
| 「認知発達治療の実践マニュアルー自閉症のStage別発達課題 (自閉症治療の到達点)」 | (平成4年 太田昌孝・永井洋子編著) |
| 「認知・言語促進プログラム」 | (平成10年 津田望・東敦子監修) |
| 「発達支援と教材教具ー子どもに学ぶ学習の系統性ー」 | (平成21年 立松英子) |
| 「自閉症課題百選」 | (平成21年 東京IEP研究会) |
| 「見える形でわかりやすくーTEACCHにおける視覚的構造化と自立課題ー」 | (平成20年 エンパワメント研究所) |
| 「視覚シンボルで楽々コミュニケーション 障害者の暮らしに役立つシンボル1000」 | (平成27年 エンパワメント研究所) |